のだ市報

'10 2/1 No.1061

●主な内容●

4月から行政組織が一部変更に　1～2面
各種計画案に皆さんのご意見を　……3面
所得税と市・県民税の申告受付　4～7面
15万人のひろば……8～9面
おしらせ・2月の相談日……12～13面
2月の休日当番医……16面

■発行：千葉県野田市役所（〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1・☎㊍7125－1111代表）
ホームページ＝ http://www.city.noda.chiba.jp　携帯電話用のホームページ＝ http://www.city.noda.chiba.jp/k/

本日2月1日から
全国に先駆け「野田市公契約条例」施行

市では、市が発注する建設工事や業務委託に従事する労働者の賃金を一定以上に確保する、「野田市公契約条例」を本日2月1日から施行します。

市が発注する建設工事などは、入札により一番価格の低い業者と契約していますが、入札金額が安すぎることで、品質が確保できなくなったり、業務に従事する労働者の賃金が低下したり、下請業者へのしわ寄せがされる懸念がありました。

そこで、平成17年に、国に公契約法制定を要望しましたが、いまだ法整備がなされていないことから、国で公契約法の制定に向け動いていただくために、先駆的に条例化したものです。

条例が対象とする契約は、建設工事は予定金額が1億円以上のもの、業務委託は、予定金額が1千万円以上のうち、施設の設備や機器の運転・管理、保守点検、施設の清掃です。

また、建設工事は、農林水産省と国土交通省が公共工事の積算に用いる労務単価を、業務委託は、市の技能労務職・用務員の賃金から計算したものを市が定める最低賃金とし、受注者や下請業者などに最低賃金以上の賃金の支払義務や、労働者への周知義務、受注者の義務違反の申し出時などの条例違反に対する市からの立入検査と是正命令、契約解除なども規定しています。

さらに、価格に加えて、実績や技術者の資格など、価格以外の要素も総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式や、指定管理者の候補者の選定でも、賃金を評価することになります。

【問合せ】管財課

4月1日から
組織改正し「子育て支援」を充実する部の新設や道路補修の窓口を一本化へ
～建設部門・教育部門の整理統合なども～

市では、「行政改革大綱」と「集中改革プラン」に基づき、徹底した業務の見直しや職員削減などに取り組み、経費削減と市民課窓口の時間延長など市民ニーズにあったサービスの提供に努めてきました。さらに4月1日からは、子育て支援の充実や、サービスを維持しながら部を統合する組織改正を行い、分かりやすい体制づくりを進めます。

市では、限られた財源の中で、サービスの向上を目指すため、平成15年の関宿町との合併をはじめ、20年度に「行政改革大綱」を見直すとともに、22年度からの6年間を期間とする行政改革大綱を具体化する実施計画として、「野田市集中改革プラン」を策定し、職員数や給与経費の削減などを行ってきました。

また、指定管理者制度などの民間活力の導入に加え、公民館や博物館などの開館日の拡大や、職員のシフト勤務による市民課窓口の日曜日開設など、経費を抑制した中でのサービス向上にも努めています。

さらに4月からは、近年の行政需要の多様化や複雑化などの変化に対し、市民ニーズにあったサービスを提供しようと、組織の見直しを行います。

「児童家庭部」を新設し子育て支援を専門的に

現在保健福祉部では、新生児から高齢者、障害者など幅広い市民の健康や福祉施策を担当しています。

しかし、核家族の多い現代の家庭では、子育てに対する不安や負担が多いのも実情です。

（2面へつづく）